

被保険者の皆様へ

検認 事前準備のご案内

健康保険組合では年 1 回、被扶養者が扶養要件を満たしているかの確認 (=検認) を実施します。直前は準備が大変になるため、必要書類は早めにそろえて保管してください。

検認実施: 例年 9 月

通達発信: 例年 8 月頃

<検認とは>

被扶養者が扶養要件を満たしているかを確認する手続きです。

(主な提出書類の例)

- ・収入証明書
- ・月収のわかる書類 (給与明細書など)
- ・別居の場合の生活費等を負担していることがわかる書類

要件を満たしていない場合や、書類の提出が無い場合は扶養を外す手続きが必要になります。

<対象となる方>

4 月 1 日時点で 19 歳以上の被扶養者

(例: 2026 年検認: 2007 年 4 月 1 日までに生まれた方)

※4 月 2 日以降に認定された方など一部対象外があります。

<確認内容> ※前年と当年の 2 年間を確認

前年の年収が扶養の範囲内か (収入証明書で確認)

当年の収入見込みが扶養の範囲内か (契約書、給与明細などで試算)

(例: パート勤務の配偶者)

月収 (3 カ月平均) が 108,333 円 (130 万円 ÷ 12 カ月) を継続して超えた場合、当年は扶養範囲を超えると判断し、その超えた月から扶養を外す場合があります。

<事前準備>

1. 前年年収確認

源泉徴収票などで、前年の年収が扶養の範囲内か確認します。

範囲を超えていた場合は、当年 1 月 1 日付で身上異動手続き (扶養を外す) を実施 **白すぐに**

(遡って扶養から外した場合、その間保険診療でアコム健康保険組合が支払っていた医療費や、健康診断費用等をご返金いただきます。思わぬ負担となりますので、ご注意ください)

